



令和5年度学生教育研究災害傷害保険説明会

主催：公益財団法人日本国際教育支援協会



1



制度の概要について

2

2

1. 制度の概要 ～ 目的と創設の経緯

資料1
P.2

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、教育研究活動等の充実に資するための補償制度

昭和40年代当時、高等専門学校以下の学校については、学校管理下における事故等については医療費等の給付が行われていたが、大学にはこのような制度がなく、全国規模の統一的補償制度の創設について大学関係者が強く要望

これを受け、教育研究活動中の事故を補償するため、賛助会員大学に在籍する学生を被保険者とし、複数の国内損保会社と保険契約を結ぶ方式による保険制度が創設され、当時の文部省を中心として昭和51年4月より本制度を開始

3

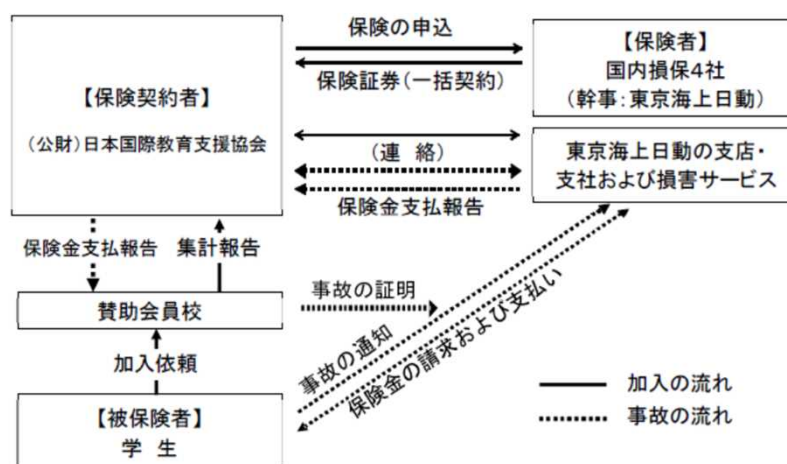
3

1. 制度の概要 ～ 学研災の特徴

資料1
P.2～6

- 学校による事務のご協力を前提とし、大多数の学校が賛助会員となることで、低廉な保険料で充実した補償を学生に対して提供

- 修学環境の変化等に合わせ補償範囲の拡大および内容の充実が図られている

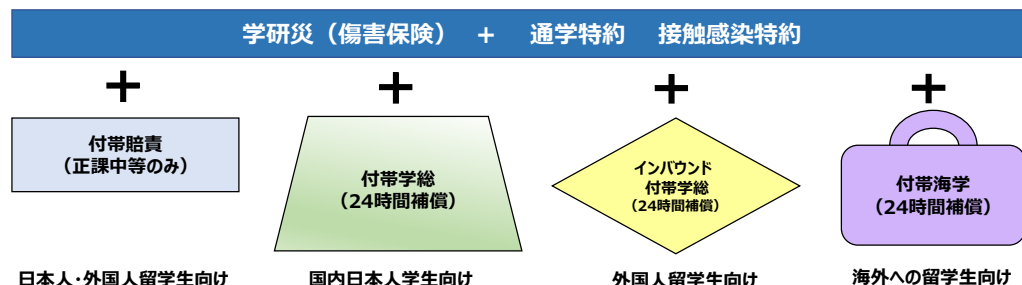


4

4

1. 制度の概要 ～ 保険の種類について

資料1
P.5



- ・学研災・・・学生が正課中、学校行事中、課外活動中などに受けた学生自身のけがを補償する保険。
- ・付帯賠償・・・学生が他人に与えた損害を補償する保険。
- ・付帯学総・・・学生生活を24時間補償し、けが・病気の治療費実費を補償する保険。
- ・インバウンド付帯学総・・・付帯学総のインバウンド留学生向け保険。
- ・付帯海学・・・アウトバンドの留学生向けに海外留学の補償を提供する保険。



5

5

1. 制度の概要 ～ 保険の種類について

資料1
P.7

a) 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

ア) 補償対象

正課中、学校行事中、学校施設内にいる間および学校施設内・外での課外活動中（クラブ活動中）における傷害事故を補償します。また、「通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）」を付帯することにより、通学中および学校施設等相互間の移動中における傷害事故も補償します。さらに、「接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）」を付帯することで、臨床実習中における針刺し事故などによる感染症予防措置に対応できます。

イ) 保険料（Aタイプ、4年間）および保険金（Aタイプ）（令和5年4月1日現在）

保険料	昼間部	夜間部	通信教育	補償範囲	死亡 保険金	後遺障害 保険金	医療保険金	入院加算金
普通保険	2,300円	400円	100円	「正課中」 「学校行事中」	2,000万円	120万円～ 3,000万円	1日以上 3千円～30万円	1日につき 4,000円
通学特約	1,000円	1,000円	40円	「学校施設内」 「通学中」 「学校施設間移動中」	1,000万円	60万円～ 1,500万円	4日以上 6千円～30万円	
接触感染特約	70円	70円	70円	「課外活動（クラブ活動） 中」	1,000万円	60万円～ 1,500万円	14日以上 3万円～30万円	
				「臨床実習中 （接触感染特約）」	1事故につき15,000円（定額払）			

6

6

1. 制度の概要 ～ 保険の種類について



資料1
P.9

b) 学研災付帯賠償責任保険（略称：付帯賠償）

ア) 補償対象

学研災の加入者が日本国内外において、保険期間中に**正課中**、**学校行事中**、**課外活動中**または**その往復**で、他人に**けがを負わせたり**、他人の**財物を損壊したこと**により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。

イ) 保険料および保険金（令和5年4月1日現在）

区 分	Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
	学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）	医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）	法科大学院学生教育研究賠償責任保険（略称「法科賠」）
対象となる活動範囲	正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復	正課、学校行事または課外活動に位置づけられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復	医療関連学部・学科の正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復	対人・対物賠償：法科大学院等（法曹コースを含む）の正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復
支払限度額	対人賠償 対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度 免責金額（自己負担額） 0円		
	人格権侵害 補償	損害賠償請求者 1名当たり 1,000万円限度 免責金額（自己負担額） 0円		
保険料 (1年間)	340 円	210 円	500 円	1,640 円

7

7

1. 制度の概要 ～ 保険の種類について



資料1
P.13

（学研災・付帯賠償の）加入形態について

加入形態	全員加入	任意加入
内容	原則、大学院の研究科、大学の学部、短期大学および高等専門学校の学科の1学年以上の加入単位で所属する学生全員を加入させる。	学校が個々の学生の申込を受け、取りまとめの上、加入させる。
学校機関での決議等	必要	不要
保険始期	保険加入日として決議した日が学生全員の保険始期となる。	学校が申込を受け、保険料を受領した翌日の午前0時。
加入者名簿	不要	必要
加入申込期限	5/20（4月入学生の場合）	加入を受け付けた月の翌月20日

8

8

1. 制度の概要 ～ 保険の種類について



- ・ **学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）**
学研災加入者向けの総合保険で、学研災ではカバーしない病気の治療費や、正課・学 校行事・課外活動以外のプライベートな時間も含め24時間幅広く補償
- ・ **外国人向け学研災付帯学生生活総合保険（略称：インバウンド付帯学総）**
付帯学総のインバウンド留学生向けの保険で、留学生の負担が最小限となるよう育英費用などの補償を省いています（1か月単位で加入可能）
- ・ **学研災付帯海外留学保険（略称：付帯海学）**
学研災加入者向けに学校が派遣する海外留学の補償を提供する保険で、ケガや病気だけでなく、航空機遅延に係る費用や携行品損害も補償



9

9

2. 令和5年度のポイント（①～③）



- ① **【共通】令和6年度の保険料について**
 - 学研災と付帯賠償（A～Lコース）の改定はありません
 - 付帯学総、インバウンド付帯学総の改定はありません
 - 令和6年6月からの付帯海学については近日決定します
- ② **【共通】改正道路交通法について**
 - 令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となります
 - 同年7月1日からは電動キックボード等の新たな交通ルールが適用されます
- ③ **【付帯賠償】加入コースの選択について**
 - 付帯賠償加入の際、実習内容を確認の上、補償対象となるコースを選択
 - Bコースでは対象外となる実習がある場合には、あらかじめAコースでの加入

10

10

2. 令和5年度のポイント

資料1
P.12

②改正道路交通法について

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等
- 自転車の乗車用ヘルメットに関する規定

自転車関連事故件数の推移



※ 自転車乗用車が第一当事者・第二当事者となった事故を計上した。ただし、自転車相互事故は1件として計上した。以下同じ。

※警察庁HPより

11

11

2. 令和5年度のポイント

資料1
P.12

交通手段と学研災の補償適用について

学研災については

- 大学が禁止していない手段として特定小型原動機付自転車その他類似の手段を利用して事故が発生した場合、**自身のけが**については**補償対象**となります。（通学中・施設間移動中は特約加入が前提となります）

付帯賠償については

- 特定小型原動機付自転車を利用して事故が発生した場合、**付帯賠償の補償対象外**です。（自動車・バイク同様、別途加入義務となる自賠責保険等の補償対象）
- 人力のキックボード等は対象となりますが、特定小型原動機付自転車未満で**動力を持つもの**（セグウェイ等）については**対象外**となるので注意が必要です。

12

12

2. 令和5年度のポイント

資料1
P.9

③付帯賠償の加入コースの選択について

区分	Aコース(学研賠)	Bコース(インターン賠)	Cコース(医学賠)	Lコース(法科賠)
対象の活動範囲	正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復。 ※薬学教育実務実習を含む。 ※医療関連実習を除く	正課、学校行事または課外活動に位置づけられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。	医療関連学部・(学)科の正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復。	対人・対物賠償：法科大学院等（法曹コースを含む）の正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復。 人格権侵害補償：臨床法学実習による不当行為に起因する事故であれば、事故発生時における活動は問わない。
保険料	340円	210円	500円	1,640円

特定の実習・インターンシップのみに補償の範囲を限定する場合を除き、原則としてAコース（医学系学部はCコース、法科大学院等はLコース）を選択してください。

13

13



事故の状況について

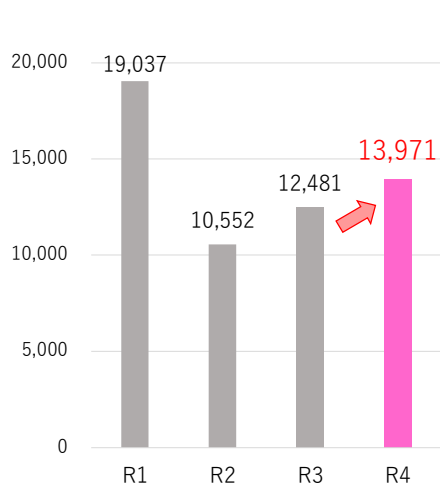
14

14

事故の状況について①

資料2
P.20～

【令和4年度の学研災の事故件数】



全体： **13,971件**

・ 前年度比 **12%増**

・ R1年度との比較 **27%減**

重大事故は R2、R3 と同程度

・ 死亡： 5 → 5 → **5 件**

・ 後遺障害： 108 → 102 → **100 件**

15

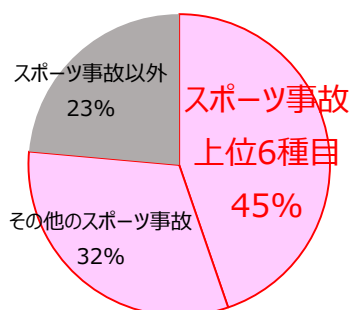
15

事故の状況について②

資料2
P.41

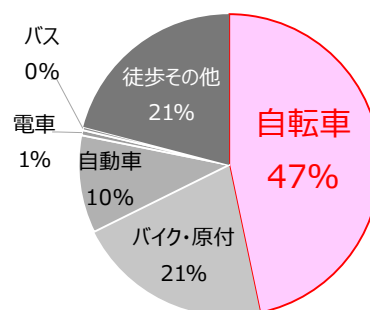
【学研災の事故の特徴】

・スポーツ事故の発生状況



スポーツ事故が事故全体の76%
上位6種目で事故全体の45%

・移動手段別の事故発生状況



自転車事故が47%
ヘルメット着用の努力義務化

16

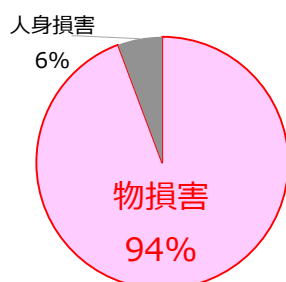
16

事故の状況について③

資料2
P.31～

【付帯賠償の事故の特徴】

398件（前年度比 **37%増**）

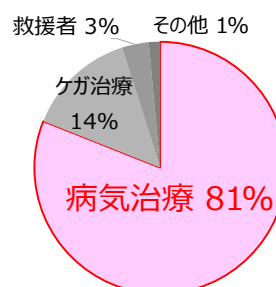


94%が物損

実験機材：39%、設備備品：23%
電子機器：18%

【付帯学総の事故の特徴】

72,971件（前年度比 **37%増**）



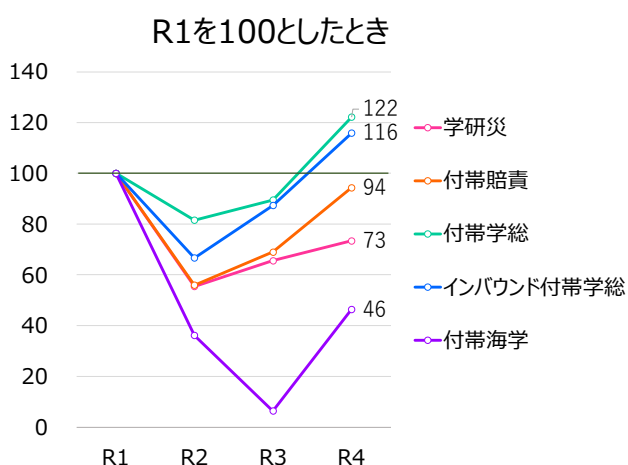
学研災ではカバーされない病気治療が81%
（インバウンド付帯学総の81%が病気治療）

17

17

事故の状況について④

【コロナ禍における事故の推移】



令和2年度
全ての保険で元年度より減少

令和3年度
付帯海学は2年連続で減少
それ以外は増加

令和4年度：全てで増加
学研災、付帯賠償、付帯海学
→ R1より少ない
付帯学総、インバウンド
→ R1より多い

18

18

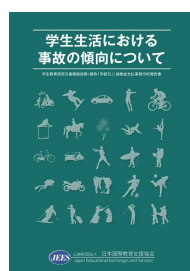
事故の状況について⑤

- ・今年5月8日に感染症法上の **5類感染症** に位置付け
→ 事故の発生状況も従前の水準に戻りつつあることに留意

学生生活における事故に関する統計分析情報

http://www.jees.or.jp/gakkensai/jiko_tokei.htm

事故の統計や事例を、事故防止にお役立てください



19

19

2. 令和5年度のポイント (④～⑥)

資料1
P.1

④ 【学研災】学研災アプリ (SkettBook) での事故通知・保険金請求について

- 事故通知から**保険金請求**までの一連の流れを、**学生自身が学研災アプリ**にて行うことができます
- 従来の事故通知・保険金請求方法も、引き続きご利用できます

⑤ 【付帯学総・インバウンド付帯学総・付帯海学】留学関連制度について

- 外国人留学生受入れおよび**海外留学派遣**の再開に伴う、賛助会員校の受入・派遣体制強化に向けて**各種付帯制度**をご用意しています

⑥ 【付帯海学】Web加入システムの導入について

- 令和5年6月以降留学より、**原則、付帯海学Web加入システム**を利用
- 保険料の**クレジットカード払いが可能** (海外危機管理サービス料の支払も可)

20

20

⑤ インバウンド付帯学総について

制度採用校数：361校
(採用率：33.5%)



資料1
P.19

- 1 スケールメリットを活かして団体割引30%を安定的に適用
- 2 疾病による通院でも1日目から治療費実費を補償（国民健康保険加入ありの場合）
- 3 アルバイト中やプライベートでの賠償も補償（国内示談交渉サービス付き。）
- 4 留学期間に合わせて1か月単位で保険期間設定が可能

自転車条例にも対応！！

全員加入方式を推奨しています！

インバウンド留学生の本格的な受け入れ時の体制強化に向けてインバウンド付帯学総の導入を是非ご検討ください。

23

23

⑤⑥ 付帯海学について

制度採用校数：466校
(採用率：43.3%)



資料1
P.27～28

- 1 割引率45.6%を安定的に適用（5年以上）
- 2 事故の際の保険窓口への連絡方法としてLINE通話が可能
- 3 Web加入システムの導入により学校での加入手続の利便性向上
- 4 保険料と一部の危機管理サービス会社の料金の集金がWeb上でクレカ払い可能に

従来のメリットはそのままに、学生・学校職員の皆様の利便性を大きく向上した付帯海学の導入を是非ご検討ください。

24

24

令和5(2023)年度説明会資料

学生教育研究災害傷害保険ご加入大学の 皆さまへ

安心・安全な大学クラブ・サークル活動に向けて
～スポーツ安全保険(スポあん)の活用について～



25

25

■ スポーツ安全保険(スポあん)の補償内容

大学のクラブ・サークルでの団体活動中(日本国内に限る) および その往復途上の事故について、以下3つの保険による補償を提供します。



傷害による入・通院、手術、
後遺障害、死亡を補償
※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



対人・対物事故により負った
法律上の損害賠償責任を補償



突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)
に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

■ 年額掛金(加入は4名以上)

スポーツ活動を行うクラブ・
サークルの加入者

C区分 1,850円/人

文化活動を行うクラブ・
サークルの加入者

A2区分 800円/人

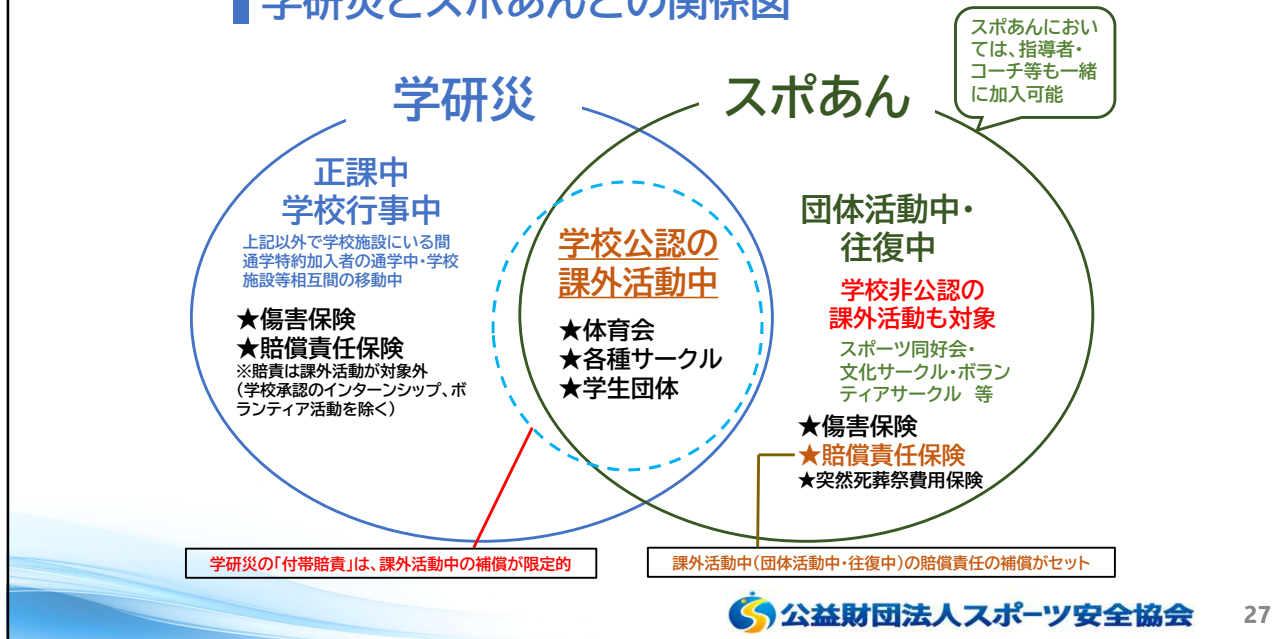
※危険度の高いスポーツ活動(山岳登山、アメフト、航空機操縦等)の年額掛金(D区分)は、11,000円/人となります。



26

26

■ 学研災とスポあんとの関係図

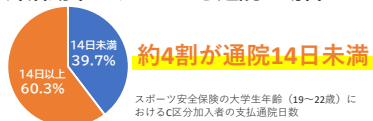


27

■ スポあん加入のメリット①傷害保険

学研災、スポあんの両方に加入をしている場合、それぞれの保険から保険金が支払われます。

< 課外活動中のケガによる通院の場合 >



スポーツ安全保険
1,500円 × 通院日数

通院日数1日～13日

POINT

通院日数が14日未満でも、スポあんに加入をしていれば補償を受けることができます。

スポーツ安全保険
1,500円 × 通院日数
※事故の日を含めて180日以内の治療で30日限度
学研災
30,000円 (14日～29日)
300,000円 (270日～)

通院日数14日以上

POINT

通院日数が14日以上の場合、学研災の補償に加え、スポあんの補償も受けることができます。

28

■ スポあん加入のメリット②賠償責任保険



対物例

野球部での練習中に、打球がグラウンド外に出てしまい、走行中の車の窓ガラスを破損させた。



対人例

自宅からクラブ活動の練習場所に自転車で行く際、歩行者をはねてケガをさせた。

支払限度額

(免責金額なし)

対人・対物事故
合算 1事故

5億円

ただし、対人賠償は1人 1億円

POINT

学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)に加入の場合であっても、**多くのクラブ・サークル活動中の賠償責任は対象外(*)**であるため、スポあんに加入することによりトータルに活動中の事故がカバーされます。 (*)学校承認のインターンシップ、ボランティア活動を除く。

■ ご加入事例①(大学にて周知・推奨・助成)

■ 国立 A大学

学生向け「サークル活動を行う際の注意事項等について」の項目で、「**サークル構成員が安心して活動をするために、スポーツ安全保険に必ず加入すること**」の文言を掲載、周知

■ 私立 B大学

学生支援センターのサイトに、「**大学では誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動(社会教育活動)に参加できるようにするために、(公財)スポーツ安全協会が提供しているスポーツ安全保険の加入を奨励しています。**」の文言を掲載、周知

■ 私立 C大学

大学公認サークルに対する課外活動助成金の中で、**スポーツ安全保険の保険料補助を実施**

■ ご加入事例②(大学にてとりまとめ加入)

■ 私立 D大学

体育会に所属する学生は体育会クラブを統括する部署に部員登録が必要
その流れで、**体育会に所属する学生全員を当部署でとりまとめ一括して加入手続きを実施**

■ 私立 E大学

強化指定クラブを統括する部署、一般体育会を統括する学生課でそれぞれの
部員を管理し、**両部署から集約した名簿をもとに、学生課の保険担当の部署にて一括して加入手続きを実施**

加入団体の声 (スポーツ安全協会ホームページでもご紹介)



青山学院大学 体育会ラグビー部様

できる限りの安全管理は行っていますが、
激しいスポーツであるラグビーは付きもの。

安心して活動するためには
保険加入は必須で、スポーツ
安全保険に切り替えたことで
大きなコスト削減が図れました。



鹿屋体育大学 様

原則、全学生を大学事務局でとりまとめ
スポーツ安全保険に加入を行うことで、クラ
ブ活動をはじめとする課外活動における事
故に備えています。

学研災と併せてスポーツ安全保
険に加入することで、課外活動の事故
に対して遅れなくより大きな補償の
中で備えることができます。



 公益財団法人スポーツ安全協会

31

31

■ 加入手続き

インターネット(スポあんネット)を通じて加入手続きを受付けております。

 <https://www.sportsanzen.org/spoannet/>



■ ご照会先

スポーツ安全保険の制度・インターネット加入手続き方法等のご照会

 公益財団法人スポーツ安全協会
コンタクトセンター

【固定電話から】
0570-087109
【携帯電話等から】
03-5510-0033
平日 9:30～17:00

スポーツ安全保険の補償内容等に関するご照会

« スポーツ安全保険幹事保険会社 »

 東京海上日動
公務第二部 文教公務室

【固定電話から】
0120-233-801
平日 9:00～17:00

当資料は、大学ご担当者に向けてスポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。
また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

 公益財団法人スポーツ安全協会

32

32